

宅地建物取引士の登録移転申請について

住所を変更したというだけでは登録移転はできません。

登録をしている都道府県知事以外の都道府県に所在する宅地建物取引業者の事務所の業務に従事し、又は従事しようとするときには登録の移転を申請することができます。

転勤や勤務先の変更等の場合に、必ずしも登録移転を申請する必要はありません。

<移転申請の前に>

登録事項（氏名、本籍、住所、勤務先）に変更がある方	現在登録している都道府県に「変更登録申請」を行ってください。
期限切れの取引士（旧主任者）証をお持ちの方	現在登録している都道府県に返納ください。

1 他の都道府県 → 山梨県へ転入する場合

※事前に山梨県国土整備部建築住宅課に提出書類の確認をしてください。

登録移転の条件： 山梨県内に事務所を有する宅建業者に現に従事する者	
提出先： 現在登録している都道府県に提出する	
提出書類と必要部数	説明
①登録移転申請書 2部（正本1部、副本1部）	様式第六号の二 副本は正本のコピーで可
②顔写真 1枚	縦3cm×横2.4cm 頭2cm程度 6ヶ月以内に撮影したカラー、無帽、正面、上半身、無背景を①申請書正本に貼付 ※ポラロイド写真や劣化の可能性があるものは不可
③宅建業に従事していることを証する書面 2部（正本1部、副本1部）	次のうちいずれかを提出してください。 ・代表者印のある就労証明書 ・申請者が代表者の場合は宅建業免許証のコピー
④登録移転申請手数料 8,000円	POSレジ発行の「納付済証」を①申請書正本に貼付 (山梨県収入証紙は令和8年3月31日まで使用可能)

※現在登録している都道府県で取引士証の交付を受けていて、有効期間満了が1ヶ月以上ある方は、登録移転の申請書類とともに次の書類も提出してください。

⑤取引士証交付申請書 1部	様式第七号の二の二
⑥顔写真 2枚	サイズ等は②と同様 1枚は⑤の交付申請書に貼付、1枚は添付
⑦取引士証交付申請手数料 4,500円	POSレジ発行の「納付済証」を⑤申請書正本に貼付 (山梨県収入証紙は令和8年3月31日まで使用可能)

2 山梨県 → 他の都道府県に転出する場合

登録移転の条件：転出先の都道府県に転入の条件、提出書類等を確認ください。

提出先： 山梨県国土整備部建築住宅課 郵送（簡易書留）可

問い合わせ先・提出先

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 別館3階

山梨県国土整備部建築住宅課企画担当 TEL 055-223-1730

宅建業に従事していることを証する書面（例）

就労証明書

氏 名 山梨 太郎

生 年 月 日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

現 住 所 山梨県甲府市相生〇丁目〇番〇号

従事している事務所
部 課 名 ○〇〇〇株式会社 貢川支店営業部

従事している事務所
所 在 地 山梨県甲府市貢川二丁目〇番〇号

上記の者は、当社に在籍し、宅建業に従事していることを証します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

所 在 地：山梨県甲府市丸の内1丁目〇番〇号
商 号：○〇〇〇株式会社
免許証番号：山梨県知事免許（〇）第〇〇〇〇号

代表者氏名：代表取締役 ○○ ○○

代表
取締役
印